

自治区長・自主防災組織のための  
災害時の行動マニュアル

令和3年5月改訂

会津美里町

## 【はじめに】

令和元年10月12日から13日にかけて福島県に接近した台風19号では、本町においても、大雨特別警報が発令、洪水や土砂災害などの危険が迫ったことから、町内全域に避難指示（緊急）を発表しました。

幸いにも、本町では人的被害は発生しませんでした。自治区長や自主防災組織の役員から「いざ災害に際して自分たちがどのような行動を取ったら良いかわからない」、「役場からの情報提供がどうなっているかわからない」というお声をいただきました。

このマニュアルでは、これらの声にお応えし、いざという時の自治会、自主防災組織の会長の基本的な行動をまとめました。

なお、本町の防災に関する情報については、「会津美里町ハザードマップ」を全世帯に配布しておりますので、併せてご覧ください。

## I 水害・土砂災害編

洪水や土砂災害の危険が迫ったことにより、避難情報の発令があった場合

～ はじめに ～

避難情報は「〇〇地区」など対象区域が大きな単位で出されることが多いですが、その中でも、場所によって実際の危険度は変わってきます。洪水や土砂災害の危険度は「会津美里町ハザードマップ」に掲載されています。普段から自治区内のどのエリアが危険なのか確認しておきましょう。

### (1) 自身が危険地域にいる場合

#### ①まず、御自身やご家族の命を守る行動を取ってください！

必要であれば、ご近所に助けを求めましょう。

大きな災害で長期の避難所開設を行うことになった場合、その他災害復旧の中での地域の取りまとめ役として、自治区長や自主防災組織の存在は重要です。ご家族のためにも地域のためにも、まず自らの命を守ってください。

#### ②他の住民に避難を呼びかけながら、自ら率先して逃げる。

自治区長自ら、他の住民に避難する姿を見せてください。

できれば蛍光色の目立つ服を着て、安全を確認しながら他の住民の目標になってあげてください。

併せて、自治区の役員や組長などへの連絡もできる限りでお願いします。

#### ◆ポイント

すでに周囲が浸水しており、足元が見えないため、蓋の外れたマンホールや側溝、小河川に転落の恐れがある場合、また夜半等で屋外に出ることが危険な場合、家屋内の2階以上に逃げる垂直避難は有効ですが、土砂災害特別警戒区域内や浸水予想高が2 mを越える区域内の家屋については、垂直避難は危険です。

そのような区域では特に普段から集団で避難する体制を整えておくことが重要です。

## (2) 自身が危険地域外にいる場合

### ①地域住民への避難情報の伝達

町からの避難情報は、屋外スピーカーからの放送とともに、みなさんがお持ちの携帯電話やスマートフォンにエリアメールでお知らせしますが、高齢者等避難行動要支援者の中には、携帯電話等をお持ちでない方などもいらっしゃると思われ、情報が伝わらない場合も出てまいります。

地区において避難行動要支援者の把握をされている場合はその方々への連絡をお願いします。また、自治会内で電話連絡網など設けている場合は組長などを通じて当該地域住民への連絡、誘導をお願いしてください。

なお、自宅の2階以上に逃げる垂直避難は有効ですが過信は禁物です。土砂災害特別警戒区域内や浸水予想高が2mを越える区域内の家屋にお住まいの住民に対しては、垂直避難は危険ですので、避難所への避難を勧めてください。

### ②自治会集会所などの開設

集会所が安全な区域に建っている場合は、地元避難所として開設をお願いします。町指定避難所が地域から遠い場合、高齢者等の避難行動要支援者が即座に逃げるのが難しい場合があります。

地域に防災上活かせる建物がある場合はぜひご活用をお願いします。

- ◆自治区内に大雨や台風などで避難情報が出た場合は、  
役場から自治区長、自主防災組織の代表に電話で連絡をします。

避難情報	連絡方法	お願いしたいこと
高齢者等避難 (レベル3)	電話	地区内の避難行動要支援者に避難の呼びかけをする。
避難指示 (レベル4)	電話	地区内の方へ避難の呼びかけをするとともに、危険な場所からすぐに避難する。

※自治区長、自主防災組織の代表のほかに消防団、民生委員にも連絡をします。

- ◆町がレベル3以上の避難情報を出す場合、次のような方法でお知らせします。

- ①携帯電話やスマートフォンにエリアメールを送信します。(会津美里町内や周辺にいる方に自動的に送信されます)
- ②各地区の屋外スピーカーから放送が流れます。
- ③町からのメール配信を登録されている方にメールを送信します。
- ④テレビやラジオから避難情報が流れます。(テレビのデータ放送には最新の情報が掲載されます)

過去の災害で、「逃げようと思った」のに、最終的に「逃げる」決断しなかった被災者が多いようです。これは「正常化の偏見」という心理で、自分にとって都合の悪い情報は過小評価し、頭では逃げるべきだとわかっているにもかかわらず「かつて避難勧告が出されても自分は一度も大きな被害に遭わなかった」「隣の家も逃げしていない」など「自分だけは大丈夫」と思える理由をこしらえて、逃げない自分を正当化しようとします。自治区長の仕事はこの「正常化の偏見」を打ち破って、多くの住民に災害の現実を知ってもらうことです。

## Ⅱ 地震編

### ◆震度 5 以上の地震が発生した場合

#### ①まず、御自身やご家族の命を守る行動を取ってください！

必要であれば、ご近所に助けを求めましょう。

大きな災害で長期の避難所開設を行う場合、地域の取りまとめ役として、自治区長や自主防災組織の存在は重要です。ご家族のためにも地域のためにも、まず自らの命を守ってください。

※大きな地震には必ず余震があり、本震に匹敵する揺れの場合もあります。建物の傾斜や壁の崩落、基礎の損壊などがある場合は、次の余震で倒壊する恐れがあり、そのまま屋内にとどまることはたいへん危険です。早急に屋外に退避してください。

#### ②他の住民に避難を呼びかけ、避難する

できるだけ近隣住民と共に集団で安全を確認しながら、落ち着いて避難します。できれば蛍光色の目立つ服を着て、他の住民の目標になってあげてください。

一旦、公園や空き地など周囲に落下物の心配のない広い場所でできる限り安否確認を行い、特に高齢者等避難行動要支援者の逃げ遅れがないか確認してください。

#### ③地震はいつ何時起こるか予測がつきません。

発災時刻によっては、町から地震による建物の倒壊や火災を警戒した避難勧告等情報を発令することができない場合も考えられます。状況に応じて、自治区の自主判断で近隣の町指定避難所に住民を誘導していただきますようお願いいたします。

#### ④自治会集会所などの開設

集会所が耐震化している場合（昭和 57 年以降建築）で大きな損傷がないと認められるときは、状況により地元避難所として開設をご判断ください。町指定避難所が地域から遠い場合、特に高齢者等の避難行動要支援者が即座に逃げることが難しい場合があります。地域に防災上活かせる建物がある場合はぜひご活用をお願いいたします。

■行政機関連絡先

名 称	電話番号
会津美里町役場	55-1122
会津美里消防署	54-3934
会津若松警察署会津美里分庁舎	54-2055

■インターネットを利用したリアルタイム情報提供

国土交通省「川の防災情報」

<http://www.river.go.jp/>

福島県「河川流域総合情報システム」

<http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/>